四　中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社

5　法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一　中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する承認を受けている会社

［二～八　略］

［6～13　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第十条**　［略］ ［2・3　略］ 4　法第四条の二第一項第二号又は第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～三　略］ 四　中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する認定を受けている会社	（専門子会社の業務等） **第十条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～三　同上］ 四　中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社

四　中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定を受けている会社

5　［同上］

一　中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する承認を受けている会社

［二～八　同上］

［6～13　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門子会社の業務等） **第五十六条**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 ［一～三　略］ 四　中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社 五　中小企業等経営強化法第十六条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社 ［六～十二　略］ ［6～11　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（専門子会社の業務等） **第五十六条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ ［一～三　同上］ 四　中小企業等経営強化法第八条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社 五　中小企業等経営強化法第十条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社 ［六～十二　同上］ ［6～11　同上］